（合併又は分割の認可の申請）

第五条の十二　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　（略）

二　合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

ニ～ト　（略）

三　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

ニ～ヘ　（略）

3　（略）

（相続の届出）

第六条　法第九条の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一～六　（略）

七　相続人が法第七条第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～四　（略）

五　法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

六　相続人が法第七条第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

七　（略）

3　（略）

（再生利用を行い、又は行おうとする者の基準）

第六条の四　法第九条の八第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～七　（略）

八　法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

九～十一　（略）

（一般廃棄物の再生利用の認定の申請に係る書類）

第六条の六の二　法第九条の八第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　申請者が個人である場合には、住民票の写し

八　申請者が法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

九～二十一　（略）

（合併又は分割の認可の申請）

第五条の十二　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　（略）

二　合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

ニ～ト　（略）

三　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

ニ～ヘ　（略）

3　（略）

（相続の届出）

第六条　法第九条の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一～六　（略）

七　相続人が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～四　（略）

五　法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

六　相続人が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

七　（略）

3　（略）

（再生利用を行い、または行おうとする者の基準）

第六条の四　法第九条の八第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～七　（略）

八　法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

九～十一　（略）

（一般廃棄物の再生利用の認定の申請に係る書類）

第六条の六の二　法第九条の八第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

八　申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

九～二十一　（略）